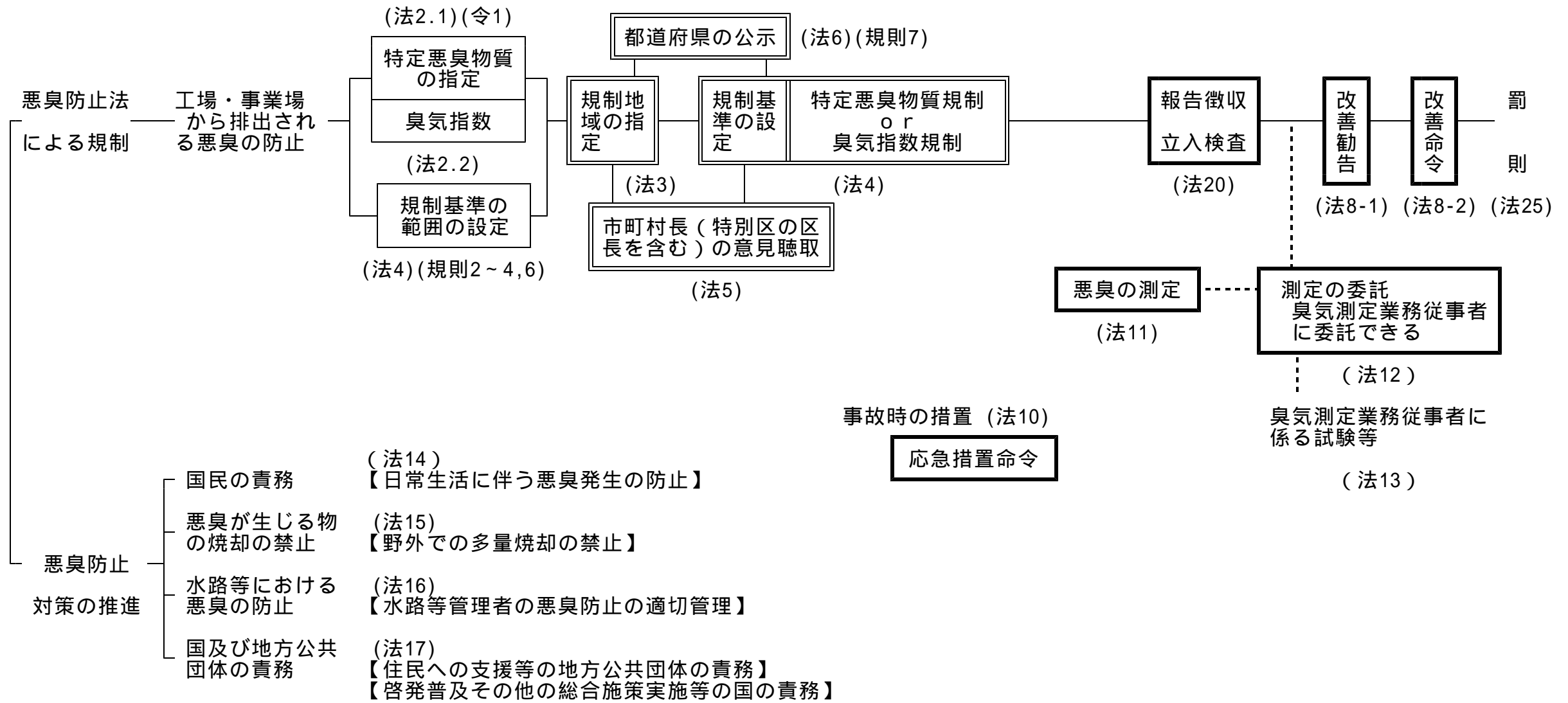


# 悪臭防止法の体系



□ : 国が行う事務

□ : 都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が行う事務

□ : 市町村長（特別区の区長を含む）が行う事務

(注) 1. 図にあげた項目以外に、規制基準の遵守義務(7)、国の援助(18)、研究の推進等(19)、条例との関係(24)等について定めてある。  
2. 図中の( )内は条文である。例えば(2.1)は法第二条第一項を示す。